

学生納付特例制度

国民年金保険料の納付を
猶予することができます

学生のかたも20歳で国民年金に加入し、保険料を納めることが義務付けられていますが、申請により在学期間中の保険料納付が猶予される学生納付特例制度があります。

対象

大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び個別に定められた学校など(定時制や通信制を含む。)に在学する学生で、前年所得が一定額以下のかた

承認期間

令和7年4月～令和8年3月
(申請は毎年度必要です。)

申請

次のものを保険年金課にお持ちください。

- 基礎年金番号が確認できる書類
- 学生証または在学証明書
- 本人確認書類*

※本人確認書類

1点でよいもの▼

運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、障害者手帳など

2点必要なもの▼

健康保険資格確認書、基礎年金番号通知書など

次の場合は申請方法が異なります。

前年度に学生納付特例が承認され、今年度も同一の学校に在学されるかたは、日本年金機構から送付される申請書を記入のうえ返送してください。申請書が届かない場合は保険年金課での申請となります。

承認されると

猶予などの期間は未納にならず、老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受けるための受給資格期間に算入されます。

ただし、将来受け取る年金額の計算の際に、保険料を全額納付した場合と比べ、猶予などの期間や内容に応じて減額されます。

また、承認された期間から10年以内に、後から追納(保険料を納めること)することができます。追納する保険料は、経過期間に応じ、特例を受けた当時の保険料額に加算額が付く場合があります。

国民年金保険料額

令和7年度▶月額17,510円(付加保険料▶月額400円) 令和8年度▶月額17,920円

【期限までに現金で一括納付すると、保険料が割引されます】

令和7年度 国民年金保険料の現金(納付書)による前納額一覧表

前納する期間		前納額	割引額	納付期限
2年		409,490円	15,670円	4月末日
1年		206,390円	3,730円	
前納 半年	前期 後期	104,210円	850円	10月末日

※2年前納を希望の場合は、お早めに年金事務所へ。

※年度の途中でも、口座振替やクレジットカード払いで保険料をまとめて支払うことができます。割引額などは問い合わせください。

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112/保険年金課国民年金担当 ☎0480(92)1111 内線140・149

国民年金手続きは **電 子 申 請** で

退職した際の国民年金(第1号被保険者)への加入手続きや、国民年金保険料免除、納付猶予、学生納付特例の申請などがマイナポータルから電子申請できるようになりました。



利用方法はこちら

問合せ 春日部年金事務所 ☎048(737)7112 (自動音声②→②)